

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年10月 1日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 成人福祉課の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成26年6月11日～平成26年6月23日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
現時点での切手受払簿を整備し、現物と照合できるような方法により、正確な金券管理に努めること。	切手受払簿を整備し、毎月末現物と照合し、正確に金券管理に務めている。